

主 文

被告人Aを懲役30年に、被告人Bを懲役20年に、被告人Cを懲役9年以上13年以下に処する。

未決勾留日数中、被告人Aに対しては420日を、被告人B及び被告人Cに対しては各380日を、それぞれその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人B（犯行時18歳）は特定少年であり、被告人C（犯行時16歳）は少年であるが、

第1 被告人3名は、D、E及びF（以下、「共犯者D」、「共犯者E」、「共犯者F」といい、被告人3名と併せて「被告人ら」という。）と共謀の上、令和6年10月25日午後11時14分頃から同日午後11時27分頃までの間、北海道江別市a町b番地甲公園（以下「本件公園」という。）内において、被害者（当時20歳）に対し、同人が共犯者Dに別れ話を持ち出したことをきっかけに制裁を加えようなどと考え、その腹部及び顔面等を多数回にわたり手拳で殴る及び足で蹴るなどの暴行を加え、その頃から同日午後11時47分頃までの間に、同所において、被害者が前記暴行により反抗を抑圧されていることに乗じて更に同人から金品を強取しようと考え、同人に対し、「血付いたべやお前、早く弁償代払えや。」「金払え。」「全部出せ。全額。」「小銭もな。」「クレジットカードもな。」「2000円で足りるのか。」「銀行カード今、あんのか。」「財布もう1回出せ。」「それにお前銀行カードあんのか。」などと言い、その頭部等を複数回足で踏み付けるなどの暴行脅迫を加え、その反抗を更に抑圧した上、その頃、同所において、同人から同人所有又は管理の現金二千数百円、同人名義のクレジットカード1枚及びキャッシュカード1枚在中の財布1個ほか1点（時価合計不詳）を強取するとともに、その頃から同月26日午前1時22分頃までの間、

同所において、同人に対し、その顔面、腹部及び背部等を多数回にわたり手拳で殴る及び足で蹴るなどの暴行を加え、同キャッシュカードの暗証番号を聞き出し、同人名義の貯金口座から貯金の払戻しを受け得る地位を取得し、もって財産上不法の利益を得、その際、前記一連の暴行により、同人に外傷性クモ膜下出血、硬膜下血腫、腰椎右横突起骨折、右腎臓損傷等の傷害を負わせ、同日午前7時44分頃、同市c町d番地乙病院において、同人を前記傷害に基づく外傷性ショックにより死亡させた。

第2 被告人3名は、前記強取した前記被害者名義のクレジットカードを使用して商品購入の名目で商品をだまし取ろうと考え、共犯者D、共犯者E及び共犯者Fと共謀の上、

1 同月25日午後11時49分頃、同市e町f番地g丙店において、同店従業員Gに対し、真実は、同クレジットカードの正当な使用権限も同クレジットカードシステム所定の方法により代金を支払う意思もないのに、これらがあるように装い、同クレジットカードを同所に設置された電子決済システムにかざすなどして煙草10箱（販売価格合計5800円）の購入を申し込み、前記Gをその旨誤信させ、よって、その頃、同所において、同人から前記煙草10箱の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。

2 同日午後11時51分頃、同所において、前記Gに対し、真実は、同クレジットカードの正当な使用権限も同クレジットカードシステム所定の方法により代金を支払う意思もないのに、これらがあるように装い、同クレジットカードを同所に設置された電子決済システムにかざすなどして煙草10箱ほか1点（販売価格合計6203円）の購入を申し込み、前記Gをその旨誤信させ、よって、その頃、同所において、同人から前記煙草10箱ほか1点の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。

3 同日午後11時53分頃、同所において、前記Gに対し、真実は、同クレジットカードの正当な使用権限も同クレジットカードシステム所定の方法により

代金を支払う意思もないのに、これらがあるように装い、同クレジットカードを同所に設置された電子決済システムにかざすなどして煙草5箱（販売価格合計2250円）の購入を申し込み、前記Gをその旨誤信させ、よって、その頃、同所において、同人から前記煙草5箱の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。

4 同日午後11時57分頃、同所において、同店従業員Hに対し、真実は、同クレジットカードの正当な使用権限も同クレジットカードシステム所定の方法により代金を支払う意思もないのに、これらがあるように装い、同クレジットカードを同所に設置された電子決済システムにかざすなどして弁当1個ほか8点（販売価格合計4740円）の購入を申し込み、前記Hをその旨誤信させ、よって、その頃、同所において、同人から前記弁当1個ほか8点の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。

5 同日午後11時57分頃から同日午後11時59分頃までの間、同所において、前記Hに対し、真実は、同クレジットカードの正当な使用権限も同クレジットカードシステム所定の方法により代金を支払う意思もないのに、これらがあるように装い、同クレジットカードを同所に設置された電子決済システムにかざすなどして煙草10箱（販売価格合計6000円）の購入を申し込み、前記Hをその旨誤信させて同人から前記煙草10箱をだまし取ろうとしたが、同クレジットカードが一時使用停止となったため、その目的を遂げなかった。

第3 被告人3名は、前記強取した前記被害者名義のキャッシュカードを使用して現金を窃取しようと考え、共犯者E及び共犯者Fと共謀の上、同月26日午前2時3分頃から同日午前2時5分頃までの間、2回にわたり、札幌市h区i丁目j番k号丁店において、同所に設置された現金自動預払機に同キャッシュカードを挿入して同機を作動させ、I管理の現金合計12万7000円を引き出して窃取した。

なお、被告人Bは、同月28日、厚別警察署に出頭して自首したものである。

(強盗致死罪が成立することについての補足説明)

1 被告人3名に強盗致死罪が成立することについては、各弁護人は争っていないものの、本件は暴行の途中から金品を奪うという強盗の意図が生じたという事案であり、強盗致死罪の成否に関し、強盗の際に行われた暴行や脅迫によって死亡の結果が生じたといえるかが問題となり得るため、若干付言する。なお、以下、被害者に対して金品を要求するまでになされた暴行を第1暴行、金品要求後から被告人A及び共犯者Dが判示第2記載のコンビニエンスストアに向かうまでになされた暴行を第2暴行、前記両名が本件公園に戻ってからなされた暴行を第3暴行という。

2 被害者の遺体を解剖したJ医師は、被害者の死因について要旨次のとおり証言する（同医師は、多数の司法解剖の経験がある医師であり、その証言内容は専門的知識等に基づく具体的かつ説得的なものであるから、信用性に疑いはない。）。

被害者の死因は、外傷性ショックであり、外傷によって主として出血多量により全身へ血液を送れなくなることあるいは全身の臓器が酸素等を使用できなくなることによって死に至ったものであるから、第1暴行から第3暴行までの一連の暴行による全身の出血は、全て死因に関係している。最も出血が多い部位は頭部顔面で、出血量全体の6割ないし7割を占め、意識障害を生じさせる程度の出血があったところ、第1暴行及び第2暴行時に撮影された動画等では、外傷がほとんどないという状況で、被害者が問題なく会話をすることができしており、暴行に対して防御をすることが可能な状態であったと考えられることからすれば、第2暴行までの暴行で、特に大きな脳機能の障害も生じておらず、死に至るような外傷を負っていたとは考えられない。他方、第3暴行時に撮影された動画では、徐々に顔の出血が広がって衰弱している様子が見て取れることからすると、死亡への寄与が大きいのは第3暴行であったと考えられる。

3 以上を踏まえると、被害者の死亡結果は、金品奪取の意図を生じ、この点について共謀が成立する以前の暴行（第1暴行）のみで生じたものではなく、その後

の第2及び第3暴行を含めた一連の暴行が積み重なったことにより生じたものと認められる。そして、特に死亡結果への寄与が大きい第3暴行は、私的制裁の側面もあり、強盗の手段とはいいい難いものも含まれているものの、本件公園内において被害者からキャッシュカードの暗証番号を聞き出すまで断続的に行われたもので、時間的にも場所的にも近接した一連の行為であるから、少なくとも強盗の機会になされたものと評価するのが相当である。以上によれば、強盗の際に行われた暴行や脅迫によって被害者の死亡結果が生じていると認められ、被告人3名には、強盗致死罪が成立すると優に認められる。

(量刑の理由)

1 本件全体について

本件は、共犯者Dと被害者との交際トラブルを契機として、共犯者Dと一緒にいた被害者を呼び出し、共犯者Fが被害者に暴行を加えたことを端緒に、他の者も暴行に加わり、その後、金品奪取の意図を生じ、血が付いた衣服の弁償代を払えなどと因縁をつけて、現金、クレジットカード、キャッシュカード等の金品を執拗に要求して根こそぎ奪い取り、最終的に被害者からキャッシュカードの暗証番号を聞き出すまで約2時間にもわたって、時には笑いながら、集団で一方的に殴る蹴るの苛烈な暴行を断続的に加え続け、同クレジットカードを使用して煙草等を購入し、同キャッシュカードによる金銭の引き出しを行ったもので、極めて残忍で悪質な犯行である。被告人らは、上記暴行の中で、被害者が繰り返し謝罪したことも意に介さずに、被害者を全裸にし、その頭髮等に火をつけ、何ら落ち度のない被害者に対して土下座での謝罪を強要して、精神的にも甚大な苦痛を与え、最終的には被害者の持ち物をすべて奪った上、寒空の中全裸の被害者を本件公園に放置し、被害者を死に至らしめた。さらに、被害者が死亡したことが判明してもなお事件を顧みることのないメッセージのやり取りを続けていたことに照らすと、被害者の生命や尊厳に対する配慮は全くうかがえない。本件の契機は交際トラブルであり、本来は話合いで解決すべきものであったのに、当事者でもな

い者が乗り込んで暴力に発展しており、その経緯に酌量すべきところは何もない。被害者の死亡という結果が重大であることはいうまでもない。被害者は、真面目で頑張り屋、優しく穏やかな人物であり、大学入学後は、サークル、ボランティア、アルバイト、趣味にと充実した毎日を送っていたという。それなのに、20歳という若さで、甚大な肉体的・精神的苦痛を与えられながら、突如理不尽にも孤独の中、その生涯を終えることを余儀なくされたのであり、その絶望感や無念は察するに余りある。被害者の遺族らの処罰感情が厳しいことは至極当然である。被害者の父は、生前の被害者と二人で旅行に出かけるなどその関係は大変良好であり、被害者の将来にも大きな期待を持っていたにもかかわらず、本件によりその期待は酷くも失われた。被害者の母も愛する息子を失ったことを心から悲しんでいる。被害者の姉は、生前の被害者ときょうだい仲がよく、近況を語り合ったり、大好物のラーメンを食べに行ったりするのを楽しみにしていた。それも、今後二度と叶うことはない。こうした被害者遺族らの喪失感、悲嘆は筆舌に尽くし難く、慰める言葉も容易には見当たらない。以上によれば、本件は、強盗致死罪を含む事案の中でも最も悪質な部類に近いといえ、このような評価は、本件犯行に計画性がないことを踏まえても変わりはない。

2 被告人Aについて

被告人Aは、共犯者Dの友人として、交際トラブルの当事者と唯一関係があったところ、本件前日に被害者との交際関係について相談を受け、本件当日、行動を共にしていた共犯者Fと被害者とが通話をする機会を作出したことをきっかけに、全く無関係の共犯者らと共に話合いの場に乗り込むこととなって、本件犯行に発展していったものである。このような本件の経緯によれば、被告人Aが本件犯行を仕向けたとはいえないにしても、端緒を作出したといえる。

さらに、被告人Aは、共犯者Fが被害者に対する暴行を開始するやこれに同調して被告人Cにも暴行を促し、共犯者Fの次に被害者に対して暴行を振るうなど、共犯者らの暴行をエスカレートさせるような言動をとっている。また、共犯者F

が被害者に対して弁償として金銭を要求した際にも、直ちにこれに同調して「うちも付いたかもしれない」「金払え」などと言ったのであって、被告人Aが特に主導的であったとまではいえないが、被害者に暴行を振るい、金品を奪う流れを作出して、本件犯行を牽引していたといえることができる。加えて、被告人Aは、被害者から奪ったクレジットカードで購入した煙草5箱や被害者から奪ったキャッシュカードを用いて引き出した現金のうち1万円を受領し、費消している。

また、被告人Aが自ら警察署に出頭した点は、早晚犯行の発覚が必至であったという当時の状況等に照らし、特に酌むことはできない。加えて、被告人Aは、反省の弁を述べているとはいえ、真の意味で自己の責任に向き合っているとはいえない。

他方で、被告人Aがした暴行の回数や程度は他の共犯者に比べて多くなく、死亡への直接的な寄与は限定的であり、この点は、被告人Aの責任を検討するにあたり、一定程度考慮せざるを得ない。

加えて、被告人Aには前科前歴がないほか、その供述により犯行の詳細が明らかになった面も認められる。

そうすると、被告人Aの責任は非常に重いものではあるが、本件犯行を特に主導したとまではいえず、被害者の死亡への直接的な寄与が限定的である被告人Aに対して、その責任を同種事案の量刑傾向の中で際立って重い部類に位置付けることは難しく、当然に無期懲役刑を選択すべきとまでいうことはできない。

以上のことからすれば、被告人Aを有期懲役刑の上限である懲役30年に処するのが相当である。

3 被告人Bについて

被告人Bは、共犯者Fが被害者に対して金銭を要求し始めた際、周囲に便乗して「小銭は俺にくれる」と言ったり、被害者のリュックからカードを見つけ出して共犯者Fに手渡したり、被害者から聞き出したキャッシュカードの暗証番号をスマートフォンにメモしたりするなど強盗行為において一定の役割を果たしてい

る。加えて、被告人Bは、被害者から奪ったクレジットカードを用いて煙草を買うという話になった際、「でかい、きたー」と言ったり、「ライダーキック」と言って被害者の背部に飛び蹴りをしたりするなど、本件犯行を助長するような言動をしている。また、被告人Bは、上記クレジットカードを用いて購入した煙草7箱を受領し、被害者から奪ったキャッシュカードを用いて引き出した現金のうち1万円を受領して費消するなど、本件犯行による利益も享受している。以上を踏まえると、被告人Bの暴行による被害者の死亡への寄与は限定的で、共犯者の中では比較的従属的な立場にあり、共犯者Fに対して「もういいんじゃない」などと2度提案し、暴行を継続する雰囲気緩和する方向の働き掛けをしたことなどの事情を考慮してもなお、被告人Bが本件犯行において果たした責任は相応に重いものと評価できる。また、被告人Bには自首が成立するものの、早晚犯行の発覚が必至であったという当時の状況等に照らし、大きく酌むことはできない。そうすると、被告人Bに対しては、法定刑を減輕した上で有期懲役刑を選択することが相当ではあるが、その責任は同種事案の中でも比較的重い部類に属するというべきであり、その刑期は相当長期間のものとする必要がある。

他方で、犯行時特定少年であった被告人Bが、共犯者Fに逆らうと責められることや同人を通じて知り合ったバイク仲間から疎外されることを恐れて本件犯行に加担したという経緯については、被告人Bの生育歴に起因する仲間への過度の依存や迎合傾向、判断の未熟さ等が一定程度影響したことも否定できない。また、被告人Bに前歴はなく、当公判廷において、被害者や被害者遺族へ反省の弁を述べたり、作業報奨金で賠償を続けていくと述べたりするなど犯行直後と比較して反省が深まっていることや家族の意識も変化していることなど被告人Bのために酌むべき事情も存在する。

もっとも、このような事情を十分に考慮したとしても、本件事案の悪質さ、被告人B自身の責任の重さからすれば、被告人Bに対しては、検察官の求刑どおり、懲役20年に処するのが相当である。

4 被告人Cについて

被告人Cは、暴行を受けている被害者を見て「普通に笑いが止まんない」と述べたり、被害者が頭髪等に火をつけられているところを見て「花火だ」と発言したり、共犯者Fの指示を受けて被告人Bの飛び蹴りや共犯者Fが被害者の頭髪等に火をつけるところを動画で撮影したりするなど犯行を助長するような言動をとったほか、被告人C自身がした暴行態様もそれなりに強度である。また、被告人Cは、被害者のモバイルバッテリーを奪い、被害者から奪ったキャッシュカードを用いて引き出した現金のうち1万円を受領している。そうすると、他の共犯者との比較でみれば、被告人Cの暴行による死亡への寄与は限定的であったこと、共犯者の中では比較的従属的な立場にあったことを考慮しても、被告人Cの本件犯行での責任は相応に重いものと評価できる。

本件に至る経緯についてみるに、被告人Cは、当時仲の良かった共犯者Fに付いて行った結果、本件犯行に加担することになったものの、共犯者Fの指示によらずに暴行に及んでいる場面もあり、結局は自らの意思で本件犯行に加担したものであるといえることができる。もっとも、このような意思決定をした要因として、被告人Cが軽度知的障害を有していることや母との間で安定した愛着関係が形成できないような生育環境が影響した可能性は否定できない。

加えて、被告人Cには前歴がなく、若年であり、当公判廷においては不十分ながら反省の弁を述べるなど、被告人Cに有利に酌むべき事情も存在する。

そうすると、少年である被告人Cの責任は同種事案の中でも比較的重い部類に属するというべきであるが、不定期刑の最上限に位置付けられるものとまではいえず、被告人Cについては、懲役9年以上13年以下とするのが相当である。

5 よって、主文のとおり判決する。

(求刑－被告人Aにつき無期懲役刑、被告人Bにつき懲役20年、被告人Cにつき懲役10年以上15年以下)

令和8年6月25日

札幌地方裁判所刑事第2部

裁判長裁判官 高杉 昌希

裁判官 織本 もなみ

裁判官 伊藤 美沙